

岐阜県地域防災計画（地震対策計画）新旧対照表

資料3

新	旧	修正理由
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的・性質等) 略</p> <p>第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1項及び第2項 略</p> <p>第3項1及び2 略</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(1)から(6)まで 略</p> <p>(7) 中部近畿産業保安監督部 <u>ア 高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督指導</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) <u>気象庁（岐阜地方気象台）</u> ア 地震情報の伝達 イ 東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達 <u>ウ 南海トラフ地震臨時情報、南海トラフ地震関連解説情報の伝達</u> エ 二次災害防止のための地震活動に関する情報、気象警報・注意報等、気象等に関する情報の適時・適切な提供 オ 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報 カ 防災訓練の実施及び関係機関との協力</p> <p>(10) 東海総合通信局 ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 被災地区における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査 エ 各種非常通信訓練の計画及びその実施についての指導 オ 非常通信協議会の運営 カ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への<u>衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与</u></p> <p>(11)から(13)まで 略</p> <p>4 略</p> <p>5 指定公共機関</p> <p>(1) 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、<u>ソフトバンク株式会社</u></p> <p>(2)から(12)まで 略</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的・性質等) 略</p> <p>第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1項から第2項 略</p> <p>第3項1及び2 略</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(1)から(6)まで 略</p> <p>(7) 中部近畿産業保安監督部 <u>ア 火薬類、高圧ガス、電気、ガス等の施設の保安確保指導</u> <u>イ 鉱山に関する災害防止対策の指導及び監督</u> <u>ウ 鉱山に関する災害発生時における規模に応じた鉱務監督官の現地派遣及び適切な応急対策に関する指導</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) <u>岐阜地方気象台</u> ア 地震情報の伝達 イ 東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達 (新規) ウ 二次災害防止のための地震活動に関する情報、気象警報・注意報等、気象等に関する情報の適時・適切な提供 エ 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報 オ 防災訓練の実施及び関係機関との協力</p> <p>(10) 東海総合通信局 ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 被災地区における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査 エ 各種非常通信訓練の計画及びその実施についての指導 オ 非常通信協議会の運営 カ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への<u>衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与</u></p> <p>(11)から(13)まで 略</p> <p>4 略</p> <p>5 指定公共機関</p> <p>(1) 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、<u>ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社</u></p> <p>(2)から(12)まで 略</p>	<p>○文言修正</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報発表時の対応</p> <p>○設備の配備</p> <p>○会社名の変更</p>

<p>6及び7 略 第4項 略</p> <p>第3節 本県の特質と災害要因 第1項 略 第2項 災害要因 1 海溝型地震 日本列島付近には、太平洋プレート及びフィリピン海プレートの海洋プレートと、ユーラシアプレート及び北米プレート（オホーツク海プレート）の大陸プレートの4つのプレートがある。 海洋プレートは大陸プレートに比べて比重が大きいため、大陸プレートの下に沈み込んでおり、日本列島が位置するユーラシアプレート及び北米プレートの端では、常に歪（ひずみ）が蓄積されている。 このひずみによる変形がある極限に達すると、元の状態に戻ろうとする力が働き、プレートが急激に跳ね返ることとなり、これが日本の太平洋沿岸で繰り返し発生する巨大地震の原因であると考えられている。 近年中に発生し、特に県南部に多大な被害を及ぼすことが危惧されている<u>南海トラフ地震</u>は、この海溝型地震である。</p> <p>2 略</p>	<p>6及び7 略 第4項 略</p> <p>第3節 本県の特質と災害要因 第1項 略 第2項 災害要因 1 海溝型地震 日本列島付近には、太平洋プレート及びフィリピン海プレートの海洋プレートと、ユーラシアプレート及び北米プレート（オホーツク海プレート）の大陸プレートの4つのプレートがある。 海洋プレートは大陸プレートに比べて比重が大きいため、大陸プレートの下に沈み込んでおり、日本列島が位置するユーラシアプレート及び北米プレートの端では、常に歪（ひずみ）が蓄積されている。 このひずみによる変形がある極限に達すると、元の状態に戻ろうとする力が働き、プレートが急激に跳ね返ることとなり、これが日本の太平洋沿岸で繰り返し発生する巨大地震の原因であると考えられている。 近年中に発生し、特に県南部に多大な被害を及ぼすことが危惧されている<u>東海地震、東南海・南海地震</u>は、この海溝型地震である。</p> <p>2 略</p>	<p>○文言の修正</p>
<p>第2章 地震災害予防 第1節 総則 第1項 防災協働社会の形成推進 1 略 2 推進体制 (1) <u>「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進</u> <u>県は、市町村、防災関係団体、事業者、学校、有識者等で構成する「災害から命を守る岐阜県民運動」を推進する組織を設置する。</u> <u>県及び市町村は、「想定外の常態化」ともいふべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても県民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る岐阜県民運動」として全世代に向け展開していく。</u> (2)から(4)まで 略 (5) 罹災証明の発行体制の整備 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 <u>また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発</u></p>	<p>第2章 地震災害予防 第1節 総則 第1項 防災協働社会の形成推進 1 略 2 推進体制 (1) <u>減災に向けた「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進</u> <u>(新規)</u> <u>県及び市町村は、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「災害から命を守る岐阜県民運動」の展開に務めるものとする。</u> <u>また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図ることに務めるものとする。</u> (2)から(4)まで 略 (5) 罹災証明の発行体制の整備 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 <u>(新規)</u></p>	<p>○第2期県強靱化計画策定</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

(6) 消防人材・消防団員等の確保・育成 略
第2項 略

第2節 防災思想・防災知識の普及

1及び2 略

3 実施内容

(1) 地域住民に対する普及

県、市町村、防災関係機関等は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、県広域防災センターの展示教育設備の利用、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙等を通じた広報や災害図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。

なお、普及啓発を図る基本的事項は次のとおりとする。

アからウまで 略

エ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

また、防災知識の普及にあたっては、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。特に要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

(2)及び(3) 略

(4) 災害伝承

県、市町村、防災関係機関等は、地域住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努め、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

(5)から(8)まで 略

第3節 防災訓練

1及び2 略

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

(6) 消防人材・消防団員等の確保・育成 略
第2項 略

第2節 防災思想・防災知識の普及

1及び2 略

3 実施内容

(1) 地域住民に対する普及

県、市町村、防災関係機関等は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、県広域防災センターの展示教育設備の利用、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙等を通じた広報や災害図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。

なお、普及啓発を図る基本的事項は次のとおりとする。

アからウまで 略

エ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

また、防災知識の普及にあたっては、早期避難の重要性に対する住民の理解を図りつつ、特に要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

(2)及び(3) 略

(4) 災害伝承

県、市町村、防災関係機関等は、地域住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努め、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

(5)から(8)まで 略

第3節 防災訓練

1及び2 略

○防災基本計画の修正

○防災基本計画の修正

<p>3 実施内容</p> <p>(1) 総合防災訓練</p> <p>県は、国や市町村その他防災関係機関とできる限り多くの民間企業、<u>NPO・ボランティア等</u>及び要配慮者を含めた県民等の協力のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。</p> <p>訓練では、訓練の目的を具体的に設定した上で、内陸型大規模地震を想定した訓練、東海地震を想定した予知情報対応訓練など地震規模や被害の想定を明確にするものとする。</p> <p>また、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、シェイクアウト訓練及び、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、より実践的な内容となるように努めるものとする。</p> <p>また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。</p> <p>市町村及び防災関係機関は、それぞれ県に準じた訓練を行うものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) その他の訓練</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、機関ごとに次の地震防災のための訓練を適宜、繰り返し行うものとする。</p> <p>ア 通信連絡訓練</p> <p>災害時における情報の収集伝達方法、通信設備の応急復旧等についての訓練</p> <p>イ <u>実働訓練</u></p> <p>初動体制を確保するための職員の動員訓練、<u>情報連絡員や応援職員等の派遣訓練</u></p> <p>ウ 図上訓練</p> <p>職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び支部において応急対策活動に従事する要員に対し、多様な想定による図上訓練や実際的な災害対処訓練（ロールプレイング方式）を行うものとする。</p> <p>県民、施設、事業所等は、それぞれの自主防災組織の訓練計画を定め、市町村等の総合防災訓練等に参加するとともに、自主的な訓練に努める。</p> <p>(4)から(6)まで 略</p> <p>第4節 自主防災組織の育成と強化</p> <p>略</p> <p>第5節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり</p> <p>県及び市町村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、県及び市町村の社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びに<u>NPO・ボランティア等</u>との連携を図るとともに、中間支援組織（<u>NPO・ボランティア等</u>の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民</p>	<p>3 実施内容</p> <p>(1) 総合防災訓練</p> <p>県は、国や市町村その他防災関係機関とできる限り多くの民間企業、<u>ボランティア団体</u>及び要配慮者を含めた県民等の協力のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。</p> <p>訓練では、訓練の目的を具体的に設定した上で、内陸型大規模地震を想定した訓練、東海地震を想定した予知情報対応訓練など地震規模や被害の想定を明確にするものとする。</p> <p>また、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、シェイクアウト訓練及び、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、より実践的な内容となるように努めるものとする。</p> <p>また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。</p> <p>市町村及び防災関係機関は、それぞれ県に準じた訓練を行うものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) その他の訓練</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、機関ごとに次の地震防災のための訓練を適宜、繰り返し行うものとする。</p> <p>ア 通信連絡訓練</p> <p>災害時における情報の収集伝達方法、通信設備の応急復旧等についての訓練</p> <p>イ <u>動員訓練</u></p> <p>初動体制を確保するための職員の動員訓練</p> <p>ウ 図上訓練</p> <p>職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び支部において応急対策活動に従事する要員に対し、多様な想定による図上訓練や実際的な災害対処訓練（ロールプレイング方式）を行うものとする。</p> <p>県民、施設、事業所等は、それぞれの自主防災組織の訓練計画を定め、市町村等の総合防災訓練等に参加するとともに、自主的な訓練に努める。</p> <p>(4)から(6)まで 略</p> <p>第4節 自主防災組織の育成と強化</p> <p>略</p> <p>第5節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり</p> <p>県及び市町村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、県及び市町村の社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びに<u>各種ボランティア団体及びNPO等</u>との連携を図るとともに、中間支援組織（<u>ボランティア団体・NPO等</u>の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○台風第15号等の検証結果</p>
<p>第4節 自主防災組織の育成と強化</p> <p>略</p> <p>第5節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり</p> <p>県及び市町村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、県及び市町村の社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びに<u>NPO・ボランティア等</u>との連携を図るとともに、中間支援組織（<u>NPO・ボランティア等</u>の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民</p>	<p>第4節 自主防災組織の育成と強化</p> <p>略</p> <p>第5節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり</p> <p>県及び市町村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、県及び市町村の社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びに<u>各種ボランティア団体及びNPO等</u>との連携を図るとともに、中間支援組織（<u>ボランティア団体・NPO等</u>の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構</p>	<p>○防災基本計画の修正</p>

<p>のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。</p> <p><u>県及び市町村は、行政、社会福祉協議会・NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 災害ボランティアの登録 県及び市町村の社会福祉協議会は、災害ボランティアの登録受付を行うものとする。県及び市町村は、県及び市町村の社会福祉協議会が行う、迅速かつ円滑な災害ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりについて、指導及び支援を行う。また、ボランティアの登録状況について把握しておくものとする。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) NPO・ボランティア等のネットワーク化 県は、災害時に日本赤十字社奉仕団を始めNPO・ボランティア等間の連携ある行動がとれるよう、岐阜県社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部及びNPO・ボランティア等と情報交換会を開催する等団体相互間のネットワーク化を図る。</p> <p>(6) ボランティア活動拠点の整備 略</p> <p><u>(7) 廃棄物等に係る連絡体制の構築</u> <u>県及び市町村は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、県及び市町村は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</u></p>	<p>築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。</p> <p><u>その際、ボランティアの活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するものとする。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 災害救援ボランティアの登録 県及び市町村の社会福祉協議会は、災害救援ボランティアの登録受付を行うものとする。県及び市町村は、県及び市町村の社会福祉協議会が行う、迅速かつ円滑な災害救援ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりについて、指導及び支援を行う。また、ボランティアの登録状況について把握しておくものとする。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) ボランティア団体のネットワーク化 県は、災害時に日本赤十字社奉仕団を始め各種ボランティア団体間の連携ある行動がとれるよう、岐阜県社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部及び各種ボランティア団体と情報交換会を開催する等団体相互間のネットワーク化を図る。</p> <p>(6) ボランティア活動拠点の整備 略 (新規)</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○名称の統一</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>
<p>第6節 広域的な応援体制の整備</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 県内相互応援 ア 県及び市町村災害時相互応援協定 県及び市町村は、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定に基づく県及び市町村相互の応援が円滑に実施できるように努めるものとする。 また、県は、被災市町村の災害対策全般をサポートするため、被災市町村からの要請に基づき派遣する災害マネジメント支援職員を養成するとともに、<u>国研修への参加や被災県への応援等を通じたスキルアップを図るものとする。</u> <u>市町村へ迅速に支援が行えるよう災害マネジメント支援職員を派遣する体制を確保するよう努めるものとする。</u></p> <p>イ 略</p> <p>(4) 略</p>	<p>第6節 広域的な応援体制の整備</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 県内相互応援 ア 県及び市町村災害時相互応援協定 県及び市町村は、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定に基づく県及び市町村相互の応援が円滑に実施できるように努めるものとする。 また、県は、被災市町村の災害対策全般をサポートするため、被災市町村からの要請に基づき派遣する県職員を養成するものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>イ 略</p> <p>(4) 略</p>	<p>○台風第15号等の検証結果</p>

<p>第7節 緊急輸送網の整備</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 緊急輸送道路ネットワークの確保 緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルート確保を<u>早期に図る</u>ため、整備計画を策定し、その計画に基づき、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上を<u>図る道路整備や橋梁耐震対策、斜面对策等を進めていくものとする。</u>また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の<u>推進</u>を図るものとする。</p> <p>(3)から(8)まで 略</p>	<p>第7節 緊急輸送網の整備</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 緊急輸送道路の整備 緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルート確保を<u>早期に確実に図る</u>ため、整備計画を策定し、その計画に基づき、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、<u>道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を強化し、緊急輸送道路ネットワーク機能の保持を念頭においた早期復旧が可能な耐震化を図るものとする。</u>また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の<u>促進</u>を図るものとする。</p> <p>(3)から(8)まで 略</p>	<p>○第2期県強靱化計画策定</p>
<p>第8節 防災通信設備等の整備</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 県警察 市町村 防災関係機関 道路管理者 (削除)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 県防災行政無線等の整備 県は、電話やインターネット等が途絶した場合でも県本部、県支部、市町村、国の関係機関、防災関係機関、災害現場等との間の通信を確保するため、「地上系」「衛星系」「移動系」による三層一体の防災情報通信システムの整備拡充を図る。 また、平常時から定期及び随時に保守点検を実施するとともに、関係機関相互の連絡に積極的に活用し、運用の習熟に努めるものとする。 <u>長期停電に対応できるよう燃料の供給体制を構築するよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) 市町村防災行政無線等の整備 市町村は、市町村本部、各集落、防災関係機関、災害現場等を結ぶ防災行政無線(同報無線、地域防災無線、移動無線)及び避難所等との間の通信網の整備拡充とその運用の習熟に努めるものとする。 <u>また、長期停電に対応できるよう燃料の供給体制を構築するよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) 略 (削除)</p>	<p>第8節 防災通信設備等の整備</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 県警察 市町村 防災関係機関 道路管理者 <u>西日本電信電話株式会社</u></p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 県防災行政無線等の整備 県は、電話やインターネット等が途絶した場合でも県本部、県支部、市町村、国の関係機関、防災関係機関、災害現場等との間の通信を確保するため、「地上系」「衛星系」「移動系」による三層一体の防災情報通信システムの整備拡充を図る。 また、平常時から定期及び随時に保守点検を実施するとともに、関係機関相互の連絡に積極的に活用し、運用の習熟に努めるものとする。 (新規)</p> <p>(2) 市町村防災行政無線等の整備 市町村は、市町村本部、各集落、防災関係機関、災害現場等を結ぶ防災行政無線(同報無線、地域防災無線、移動無線)及び避難所等との間の通信網の整備拡充とその運用の習熟に努めるものとする。 (新規)</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>西日本電信電話株式会社の孤立防止用衛星通信システム(ku-1ch)等の維持</u></p>	<p>○システム廃止</p> <p>○台風第15号等の検証結果</p> <p>○システム廃止</p>

<p>(4) 防災相互通信用無線の整備 略</p> <p>(5) 非常時の通信体制の整備 略</p> <p>(6) その他通信網 略</p> <p>(7) その他通信システムを作動させるための人的・物的備え 略</p> <p>(8) 情報の収集、伝達方法の多様化 略</p> <p>(9) 情報システムの高度化等</p> <p>ア 道路被害情報通信システム 道路管理者は、災害時の道路に関する被害・規制情報について、オンラインにより関係機関を結ぶ情報ネットワークシステムの構築と整備を推進するものとする。また、道路管理者は<u>道路情報提供システム等</u>により、通行規制情報の円滑な提供に努めるものとする。</p> <p>イ 情報収集・連絡システム 県及び市町村は、画像監視カメラ、ヘリコプターテレビシステム、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、震度情報ネットワークシステム、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努める。また、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。 <u>県及び市町村は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。</u></p> <p>第9節 火災予防対策 略</p> <p>第10節 孤立地域防止対策 1及び2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 略 (2) <u>孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保</u> 県及び市町村は、<u>道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立の恐れのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進する</u>とともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進するものとする。 (3)から(6)まで 略</p> <p>第11節 避難対策</p>	<p><u>及び管理</u> <u>西日本電信電話株式会社は、有線通信網の途絶時における孤立市町村の通信を確保するため、郵便局、市町村役場、農協等に対し孤立防止用衛星通信システム（ku-1ch）等を配備し、その維持及び管理に努めるものとする。</u></p> <p>(5) 防災相互通信用無線の整備 略</p> <p>(6) 非常時の通信体制の整備 略</p> <p>(7) その他通信網 略</p> <p>(8) その他通信システムを作動させるための人的・物的備え 略</p> <p>(9) 情報の収集、伝達方法の多様化 略</p> <p>(10) 情報システムの高度化等</p> <p>ア 道路被害情報通信システム 道路管理者は、災害時の道路に関する被害・規制情報について、オンラインにより関係機関を結ぶ情報ネットワークシステムの構築と整備を推進するものとする。また、道路管理者は<u>高度化したシステム</u>により、通行規制情報の円滑な提供に努めるものとする。</p> <p>イ 情報収集・連絡システム 県及び市町村は、画像監視カメラ、ヘリコプターテレビシステム、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、震度情報ネットワークシステム、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努める。また、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。 (新規)</p> <p>第9節 火災予防対策 略</p> <p>第10節 孤立地域防止対策 1及び2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 略 (2) <u>災害に強い道路網の整備</u> 県及び市町村は、<u>孤立予想地域に通じる道路の防災対策を推進する</u>とともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進するものとする。 (3)から(6)まで 略</p> <p>第11節 避難対策</p>	<p>○第2期県強靱化計画策定</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○第2期県強靱化計画策定</p>
--	---	---

<p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 避難場所・避難所の指定</p> <p>市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p><u>指定避難所が使用不能となった場合に備え、民間施設等で受入れ可能な施設を検討しておくものとする。</u></p> <p>また、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。</p> <p>指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等に当たっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。</p> <p>指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>ア 指定緊急避難場所の指定</p> <p>略</p> <p>イ 指定避難所の指定</p> <p>指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、<u>災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される</u>ものを指定するものとする。</p> <p>市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることを配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p> <p>県及び市町村は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備を図るほか、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者の多様なニーズにも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。</p> <p>また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合は、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。</p> <p>市町村は、<u>指定避難所内の一般避難スペース</u>では生活することが困難</p>	<p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 避難場所・避難所の指定</p> <p>市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>また、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。</p> <p>指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等に当たっては、車中泊避難者等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。</p> <p>指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>ア 指定緊急避難場所の指定</p> <p>略</p> <p>イ 指定避難所の指定</p> <p>指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、<u>相談等の支援を受けることができる体制が整備されている</u>ものを指定するものとする。</p> <p>市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることを配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p> <p>県及び市町村は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備を図るほか、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者の多様なニーズにも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。</p> <p>また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合は、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。</p> <p>市町村は、<u>一般の指定避難所</u>では生活することが困難</p>	<p>○台風第15号等の検証結果</p> <p>○文言の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>
---	---	--

<p>難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとし、県は積極的にその協力・支援を行う。</p> <p>ウ及びエ 略 (4)から(8)まで 略</p> <p>第12節 必需物資の確保対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 備蓄の基本的事項 ア 個人備蓄 略 イ 市町村備蓄 大規模災害の発生時の飲料水や食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活物資等災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である市町村があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行うものとする。 <u>また、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。</u> そのため、市町村は、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要な物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実にも努めるとともに、備蓄に当たっては、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとする。</p> <p>ウ 県備蓄 略 (2)及び(3) 略</p> <p>第13節 要配慮者・避難行動要支援者対策 1及び2 略 3 実施内容 (1)及び(2) 略 (3) 施設、設備等の整備 アからウ 略 エ 施設等管理者 施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努めるとともに、<u>長期停電に備え、非常用自家発電設備を整備するよう努めるものとする。</u> また、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努めるものとする。</p> <p>第14節 応急住宅対策 略</p> <p>第15節 医療救護体制の整備 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(3)まで 略</p>	<p>な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとし、県は積極的にその協力・支援を行う。</p> <p>ウ及びエ 略 (4)から(8)まで 略</p> <p>第12節 必需物資の確保対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 備蓄の基本的事項 ア 個人備蓄 略 イ 市町村備蓄 大規模災害の発生時の飲料水や食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活物資等災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である市町村があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行うものとする。 (新規)</p> <p>そのため、市町村は、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要な物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実にも努めるとともに、備蓄に当たっては、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとする。</p> <p>ウ 県備蓄 略 (2)及び(3) 略</p> <p>第13節 要配慮者・避難行動要支援者対策 1及び2 略 3 実施内容 (1)及び(2) 略 (3) 施設、設備等の整備 アからウ 略 エ 施設等管理者 施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努めるとともに、 (新規) また、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努めるものとする。</p> <p>第14節 応急住宅対策 略</p> <p>第15節 医療救護体制の整備 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(3)まで 略</p>	<p>正</p> <p>○台風第15号等の検証結果</p> <p>○台風第15号等の検証結果</p>
--	---	--

<p>(4) 災害拠点病院等の整備 県は、地域の実情に応じて、災害時において困難な重症患者の処置及び収容、医療救護班の派遣等を行う拠点施設となる災害拠点病院を選定し、継続的医療提供体制を整備する。また、災害拠点病院等においては、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。 <u>災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン</u>は、<u>県が災害時における料提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言及び支援を行う。</u></p> <p>(5) 災害派遣医療チーム（DMAT）の整備 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を行う病院を岐阜DMAT指定病院として指定する。また、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、<u>災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン</u>、岐阜DMAT運用に関わる計画を策定し、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(6)から(12)まで 略</p>	<p>(4) 災害拠点病院等の整備 県は、地域の実情に応じて、災害時において困難な重症患者の処置及び収容、医療救護班の派遣等を行う拠点施設となる災害拠点病院を選定し、継続的医療提供体制を整備する。また、災害拠点病院等においては、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。 (新規)</p> <p>(5) 災害派遣医療チーム（DMAT）の整備 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を行う病院を岐阜DMAT指定病院として指定する。また、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、<u>_____</u>岐阜DMAT運用に関わる計画を策定し、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(6)から(12)まで 略</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>
<p>第16節 防疫予防対策 略</p> <p>第17節 まちの不燃化・耐震化 1及び2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 建築物の防災対策 アからウまで 略 エ その他の安全対策 県、市町村及び<u>建築物の所有者等</u>は、窓ガラス及び看板等の落下対策、ブロック塀（石塀を含む）の倒壊防止対策、天井の脱落防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等、建築物に関連する安全対策を講ずるものとする。特に倒壊の危険のあるブロック塀の除却を進めていくものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 道路、河川施設等の防災対策 ア 道路・橋梁等の整備 a 略 b 道路橋等の耐震性の向上 新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。既設橋梁については、複断面の高架橋（下に並行して道路がある高架橋）、跨線橋（鉄軌道をまたぐ橋）、跨道橋（他の道路をまたぐ橋）や緊急輸送道路等の緊急度の高い橋梁から、橋脚の補強、落橋防止措置（橋桁が乗っている部分の拡幅、桁どうしの連結など大地震発生時でも橋桁が下に落ちないように防止する装置）を順次整備し、地震による損傷が限定的なものに留まり、橋としての機能の回復が速やかに行い得る性能を確保する。ま</p>	<p>第16節 防疫予防対策 略</p> <p>第17節 まちの不燃化・耐震化 1及び2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 建築物の防災対策 アからウまで 略 エ その他の安全対策 県、市町村及び<u>施設管理者</u>は、窓ガラス及び看板等の落下対策、ブロック塀（石塀を含む）の倒壊防止対策、天井の脱落防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等、建築物に関連する安全対策を講ずるものとする。特に倒壊の危険のあるブロック塀の除却を進めていくものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 道路、河川施設等の防災対策 ア 道路・橋梁等の整備 a 略 b 道路橋等の耐震性の向上 新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。既設橋梁については、複断面の高架橋（下に並行して道路がある高架橋）、跨線橋（鉄軌道をまたぐ橋）、跨道橋（他の道路をまたぐ橋）や緊急輸送道路等の緊急度の高い橋梁から、橋脚の補強、落橋防止措置（橋桁が乗っている部分の拡幅、桁どうしの連結など大地震発生時でも橋桁が下に落ちないように防止する装置）を順次整備し、地震による損傷が限定的なものに留まり、橋としての機能の回復が速やかに行い得る性能を確保する。ま</p>	<p>○防災基本計画の修正</p>

<p>た、液状化が生じる可能性が高い地域の橋梁において、<u>万が一被災しても、短時間で緊急輸送道路としての機能を果たせる程度に回復するように弱点となる部分の事前対策を実施する。</u></p> <p>c 略 イ 略 (4) 略</p> <p>第18節 地盤の液状化対策 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(3)まで 略 (4) 堤防の液状化対策 強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には地盤の液状化による堤防の沈下が懸念されることから、河川管理者は、<u>水害等の複合災害を防ぐため、堤防の耐震点検及び液状化対策等を適切かつ優先的に行うものとする。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>第19節 災害危険区域の防災事業の推進 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(4)まで 略 (5) <u>ため池の整備（ダム）</u> 県及び市町村等は、ため池のうち老朽化や耐震不足により、堤体決壊時に下流地域に洪水の発生の恐れのあるものについて、防災重点ため池等緊急度の高いものから順次堤体断面の補強や耐震化、余水吐断面の拡大及び取水施設の整備を図るものとする。 県及び市町村は、地震による破損等で決壊した場合の<u>浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知するものとする。</u></p> <p>(6) <u>土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</u> 略 (7) <u>液状化対策</u> 県は、被害想定により作成した地盤の地震動及び液状化判定図等を県民に提供するとともに、自然災害回避（アボイド）行政による情報の提供を図る。また、地震動を含め、建築物の液状化対策に関するパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。なお、地震動及び液状化による建築物被害が想定される区域の建築については、安全上有効と考えられる対策を講ずるよう指導する。 県及び市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。 市町村においては、より詳細な液状化危険度の調査を行い、その結果を防災カルテや防災マップ等により、住民等に周知徹底を図っていくものとする。</p> <p>(8) <u>住宅移転事業</u> ア <u>防災のための集団移転促進事業</u></p>	<p>た、液状化が生じる可能性が高い地域の橋梁において<u>橋台背面の段差対策を実施する。</u></p> <p>c 略 イ 略 (4) 略</p> <p>第18節 地盤の液状化対策 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(3)まで 略 (4) 堤防の液状化対策 強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には地盤の液状化による堤防の沈下が懸念されることから、河川管理者は、<u>水害等の二次災害を防ぐため、堤防の耐震点検及び液状化に備えた対策等を適切に行うものとする。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>第19節 災害危険区域の防災事業の推進 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(4)まで 略 (5) <u>ため池の整備（ダム）</u> 県及び市町村等は、ため池のうち老朽化や耐震不足により、堤体決壊時に下流地域に洪水の発生の恐れのあるものについて、防災重点ため池等緊急度の高いものから順次堤体断面の補強や耐震化、余水吐断面の拡大及び取水施設の整備を図るものとする。 県及び市町村は、地震による破損等で決壊した場合に<u>大きな被害をもたらす</u>おそれのあるため池について、<u>ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</u></p> <p>(6) <u>土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</u> 略 (7) <u>液状化対策</u> 県は、被害想定により作成した地盤の地震動及び液状化判定図等を県民に提供するとともに、自然災害回避（アボイド）行政による情報の提供を図る。また、地震動を含め、建築物の液状化対策に関するパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。なお、地震動及び液状化による建築物被害が想定される区域の建築については、安全上有効と考えられる対策を講ずるよう指導する。 県及び市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ<u>を作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。</u> 市町村においては、より詳細な液状化危険度の調査を行い、その結果を防災カルテや防災マップ等により、住民等に周知徹底を図っていくものとする。</p> <p>(8) <u>住宅移転事業</u> ア <u>防災のための集団移転促進事業</u></p>	<p>○文言の修正</p> <p>○文言の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>
---	--	---

<p>県及び市町村は、災害危険区域のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために住居の集団移転を促進することが適当と認められる区域について防災のための集団移転促進事業の実施の促進を図るものとし、移転者に対しては、生活確保に必要な援助を行うよう努めるものとする。</p> <p>イ <u>がけ地近接等危険住宅移転事業</u> 県及び市町村は、県建築基準条例で指定した<u>災害危険区域、同条例で建築を制限している区域及び土砂災害特別警戒区域等</u>に存する住宅で移転を必要とするものについては、<u>がけ地近接等危険住宅移転事業</u>の実施の促進を図るものとし、本制度の活用について、地域住民の積極的な協力を得るよう努めるものとする。</p> <p>(9) 略</p> <p>第20節 ライフライン施設対策 略</p> <p>第21節 文教対策 略</p> <p>第22節 行政機関の業務継続体制の整備 略</p> <p>第23節 企業防災の促進 1及び2 略 3 実施内容 (1) 企業の取り組み 略 (2) 企業防災の促進のための取り組み 県、市町村、商工団体等は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。 また、県及び市町村は、企業防災分野の進展に伴って増大することになるBCP策定支援及びBCM構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。 <u>市町村、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</u></p> <p>ア及びイ 略</p> <p>第24節 防災施設等の整備 略</p> <p>第25節 津波災害予防対策 略</p>	<p>県及び市町村は、災害危険区域のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために住居の集団移転を促進することが適当と認められる区域について防災のための集団移転促進事業の実施の促進を図るものとし、移転者に対しては、生活確保に必要な援助を行うよう努めるものとする。</p> <p>イ <u>がけ地近接危険住宅移転事業</u> 県及び市町村は、県建築基準条例で指定した「<u>災害危険区域</u>」及び<u>建築を制限している区域</u>に存する住宅で移転を必要とするものについては、<u>がけ地近接危険住宅移転事業</u>の実施の促進を図るものとし、本制度の活用について、地域住民の積極的な協力を得るよう努めるものとする。</p> <p>(9) 略</p> <p>第20節 ライフライン施設対策 略</p> <p>第21節 文教対策 略</p> <p>第22節 行政機関の業務継続体制の整備 略</p> <p>第23節 企業防災の促進 1及び2 略 3 実施内容 (1) 企業の取り組み 略 (2) 企業防災の促進のための取り組み 県、市町村、商工団体等は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。 また、県及び市町村は、企業防災分野の進展に伴って増大することになるBCP策定支援及びBCM構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。 (新規)</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>第24節 防災施設等の整備 略</p> <p>第25節 津波災害予防対策 略</p>	<p>○事業名の変更</p> <p>○防災基本計画の修正</p>
---	--	----------------------------------

<p>第26節 大規模停電対策</p> <p>1 方針 <u>大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。</u></p> <p>2 実施責任者 <u>県</u> <u>市町村</u> <u>防災関係機関</u> <u>事業者</u></p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 連携の強化 <u>県及び防災関係機関は、平時から会議等を開催し、情報共有を行うなど停電の早期復旧に向けた連携体制の強化を図る。</u></p> <p>(2) 事前防止対策 <u>県、市町村及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊等による道路の通行止めや停電等ライフラインの途絶が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施するものとする。</u></p> <p>(3) 代替電源の確保 <u>県、市町村及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築するものとする。</u> <u>県及び市町村は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図るものとする。</u></p>	<p>(新規)</p>	<p>○台風第15号等の検証結果</p>
<p>第3章 地震災害応急対策</p> <p>第1節 活動体制 略</p> <p>第2節 ボランティア活動 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 県及び市町村の活動 県は、大規模災害発生時に、速やかに災害ボランティア受入に係る総合調整等を担う災害ボランティア連絡調整会議を設置し、県社会福祉協議会及び関係団体等と連携して、被災地におけるボランティアニーズを把握し、必要とするボランティア活動の内容、人数等について報道機関等の協力を得て全国へ情報提供し、参加を呼びかける。 市町村は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の支援を行うとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている<u>NPO・ボランティア等</u>との連携を図るとともに、中間支援組織（<u>NPO・ボランティア等</u>の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する<u>ものとする。また、災害の状況及びボランティアの活</u></p>	<p>第3章 地震災害応急対策</p> <p>第1節 活動体制 略</p> <p>第2節 ボランティア対策 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 県及び市町村の活動 県は、大規模災害発生時に、速やかに災害ボランティア受入に係る総合調整等を担う災害ボランティア連絡調整会議を設置し、県社会福祉協議会及び関係団体等と連携して、被災地におけるボランティアニーズを把握し、必要とするボランティア活動の内容、人数等について報道機関等の協力を得て全国へ情報提供し、参加を呼びかける。 市町村は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の支援を行うとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている<u>NPO・NGO等のボランティア団体及びNPO等</u>との連携を図るとともに、中間支援組織（<u>ボランティア団体・NPO等</u>の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。<u>これにより、</u></p>	<p>○防災基本計画の修正</p>

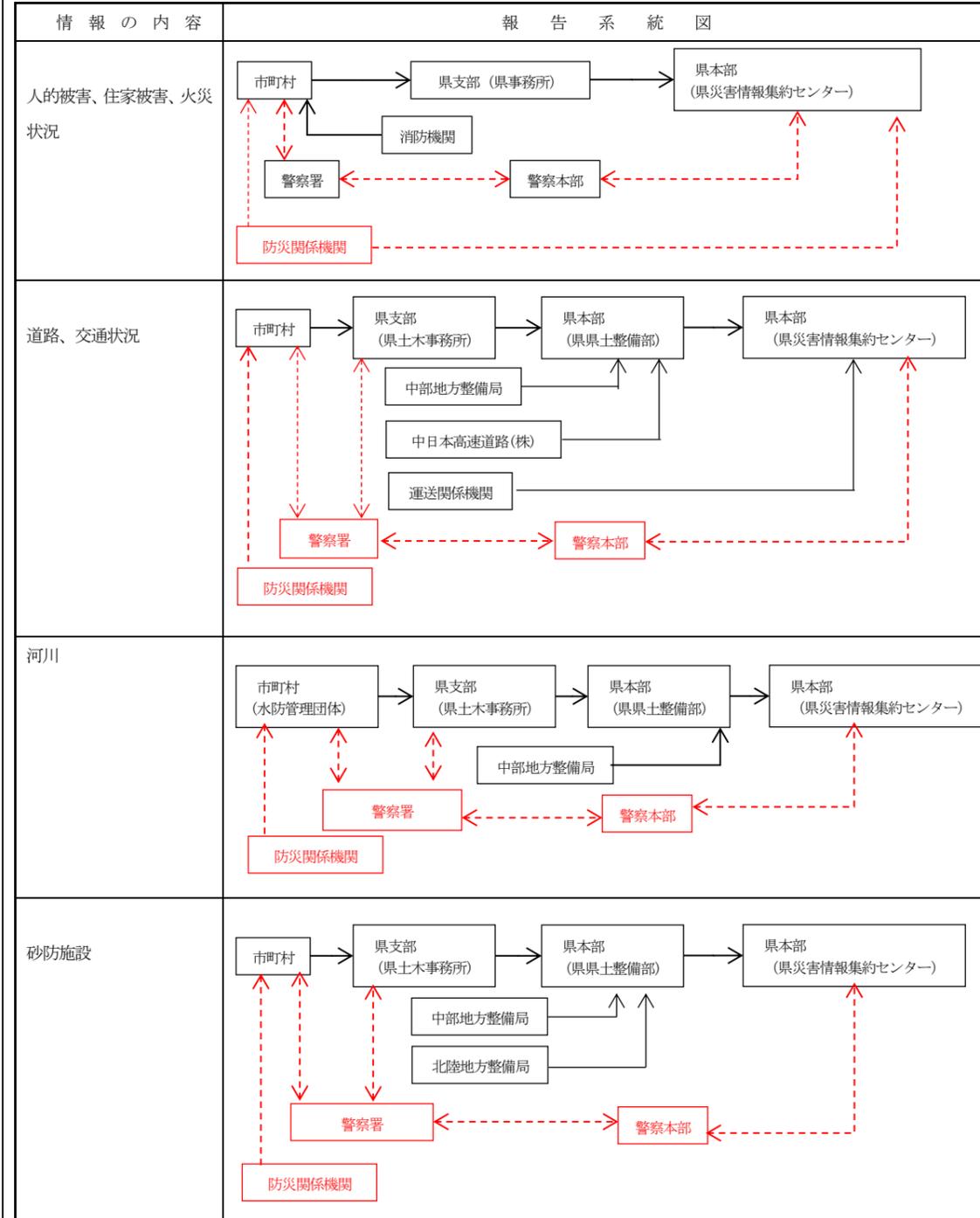
<p><u>動予定を踏まえ、市町村主導により片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、</u>連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。</p> <p>(2)から(5)まで 略</p> <p>第3節 自衛隊災害派遣要請 略</p> <p>第4節 災害応援要請 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 広域的な応援 ア 略 イ 県による応援要請 a 応援協定に基づく応援要請 県は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、中部9県1市で締結した災害時等の応援に関する協定、隣接県との間で締結した災害時の相互応援に関する協定、全国都道府県で締結した災害時等の広域応援に関する協定等に基づき他の都道府県に対し応援を求め、災害対策に万全を期する。</p> <p><u>応援に当っては、受援ニーズを的確に把握し、調整できる体制を構築するよう努めるものとする。</u></p> <p>bからeまで 略 (2)から(5)まで 略</p> <p>第5節 交通応急対策 略</p> <p>第6節 通信の確保 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 無線通信施設による通信 ア及びイ 略 ウ 西日本電信電話株式会社の災害対策用無線電話による通信 西日本電信電話株式会社は、一般加入電話の途絶により孤立化した市町村の通信を確保するため、ポータブル衛星通信システム、<u>衛星携帯電話等</u>を活用する。この場合、孤立化した市町村からは、相手の一般加入電話番号をダイヤルするものとする。 また、県からは、災害時優先電話に指定されている電話を利用し、<u>通話を行う。</u></p> <p>エ及びオ 略 (4)から(6)まで 略</p> <p>第7節 地震情報の受理・伝達 1及び2 略</p>	<p><u>連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティア</u>を行っている者の生活環境について配慮するものとする。</p> <p>(2)から(5)まで 略</p> <p>第3節 自衛隊災害派遣要請 略</p> <p>第4節 災害応援要請 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 広域的な応援 ア 略 イ 県による応援要請 a 応援協定に基づく応援要請 県は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、中部9県1市で締結した災害時等の応援に関する協定、隣接県との間で締結した災害時の相互応援に関する協定、全国都道府県で締結した災害時等の広域応援に関する協定等に基づき他の都道府県に対し応援を求め、災害対策に万全を期する。</p> <p>(新規)</p> <p>bからeまで 略 (2)から(5)まで 略</p> <p>第5節 交通応急対策 略</p> <p>第6節 通信の確保 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 無線通信施設による通信 ア及びイ 略 ウ 西日本電信電話株式会社の災害対策用無線電話による通信 西日本電信電話株式会社は、一般加入電話の途絶により孤立化した市町村の通信を確保するため、ポータブル衛星通信システム、<u>衛星携帯電話等</u>を活用する。この場合、孤立化した市町村からは、相手の一般加入電話番号をダイヤルするものとする。 また、県からは、災害時優先電話に指定されている電話を利用し、<u>相手先番号を告げて、</u>通話を行う。</p> <p>エ及びオ 略 (4)から(6)まで 略</p> <p>第7節 地震情報の受理・伝達 1及び2 略</p>	<p>○台風第15号等の検証結果</p> <p>○システム廃止</p>
--	--	-------------------------------------

<p>3 実施内容</p> <p>(1) 地震情報の発表 <u>気象庁(岐阜地方気象台)</u>は、県内に設置した観測点で震度1以上を観測した場合は「各地の震度に関する情報」を、震度3以上を観測した場合等では「震度速報」、「震源に関する情報」、「震源・震度に関する情報」を、さらに場合に応じて「地震回数に関する情報」等を発表・伝達するものとする。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>第8節 地震災害情報の収集・伝達</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 情報の収集・連絡手段 県及び市町村は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。</p> <p>ア 情報の収集 県及び市町村は、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、<u>県警察</u>、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。</p> <p>市町村及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。</p> <p>県は、早期に被害の概要を把握するため、特に、市町村が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、小型無人機（ドローン）等の機材や各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして積極的に地震災害状況の収集伝達を行うものとする。</p> <p>道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び被災市町村は、それぞれの所管する道路のほか、<u>通信サービス</u>、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び被災市町村に連絡するものとする。また、県及び被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求めるものとする。</p> <p><u>イ 情報の整理</u> <u>県、市町村等は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。</u></p>	<p>3 実施内容</p> <p>(1) 地震情報の発表 <u>岐阜地方気象台</u>は、県内に設置した観測点で震度1以上を観測した場合は「各地の震度に関する情報」を、震度3以上を観測した場合等では「震度速報」、「震源に関する情報」、「震源・震度に関する情報」を、さらに場合に応じて「地震回数に関する情報」等を発表・伝達するものとする。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>第8節 地震災害情報の収集・伝達</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 情報の収集・連絡手段 県及び市町村は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。</p> <p>ア 情報の収集 県及び市町村は、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、<u> </u>民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。</p> <p>市町村及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。</p> <p>県は、早期に被害の概要を把握するため、特に、市町村が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、小型無人機（ドローン）等の機材や各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして積極的に地震災害状況の収集伝達を行うものとする。</p> <p>道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び被災市町村は、それぞれの所管する道路のほか、<u>電信サービス</u>、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び被災市町村に連絡するものとする。また、県及び被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求めるものとする。</p> <p>(新規)</p>	<p>○文言の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>
--	--	---

ウ 情報の連絡手段

(2)から(6)まで 略

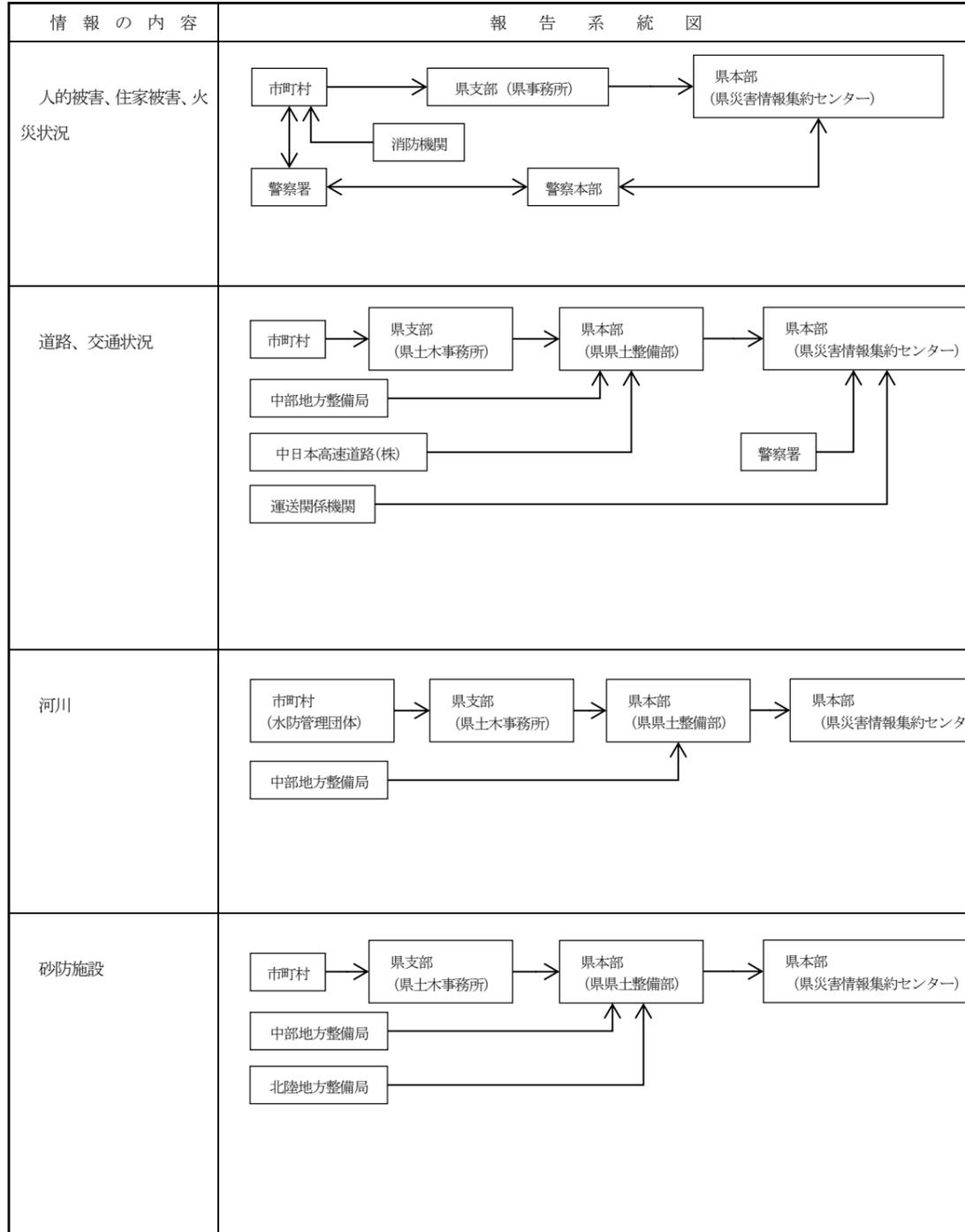
別表 1



イ 情報の連絡手段

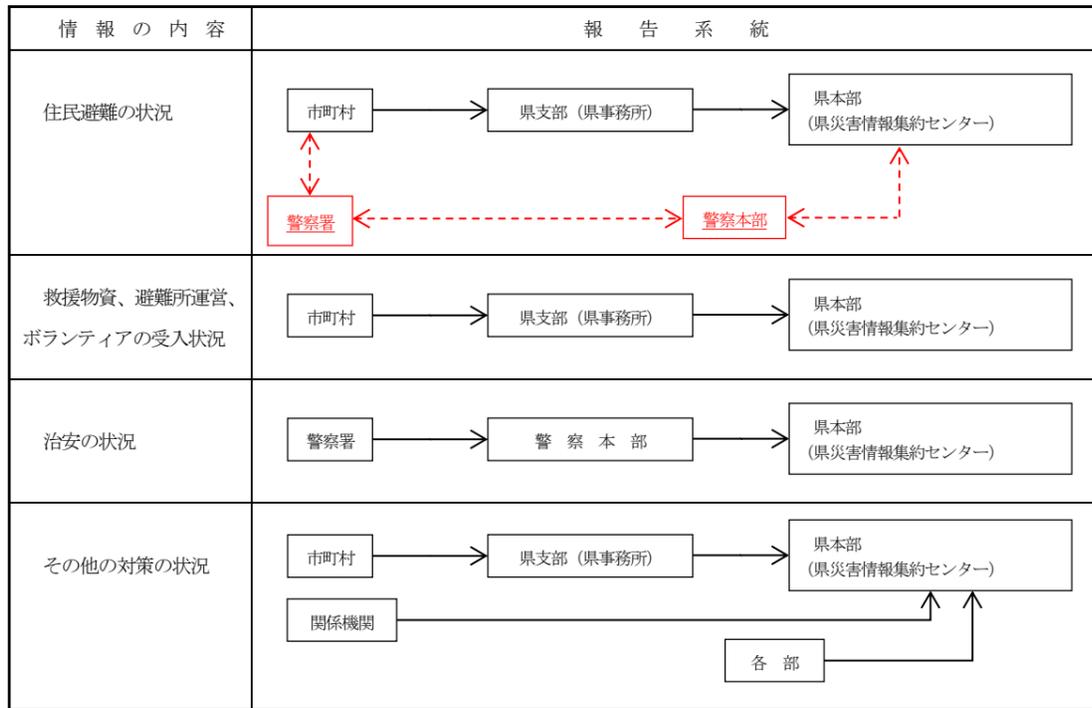
(2)から(6)まで 略

別表 1



○災害対策マニュアルの修正

別表2



——> 報告
 -----> 情報収集

第9節 災害広報
 略

第10節 消防・救急・救助活動
 略

第11節 浸水対策
 略

第12節 県防災ヘリコプターの活用
 略

第13節 孤立地域対策
 略

第14節 災害救助法の適用
 略

第15節 避難対策
 1及び2 略

3 実施内容

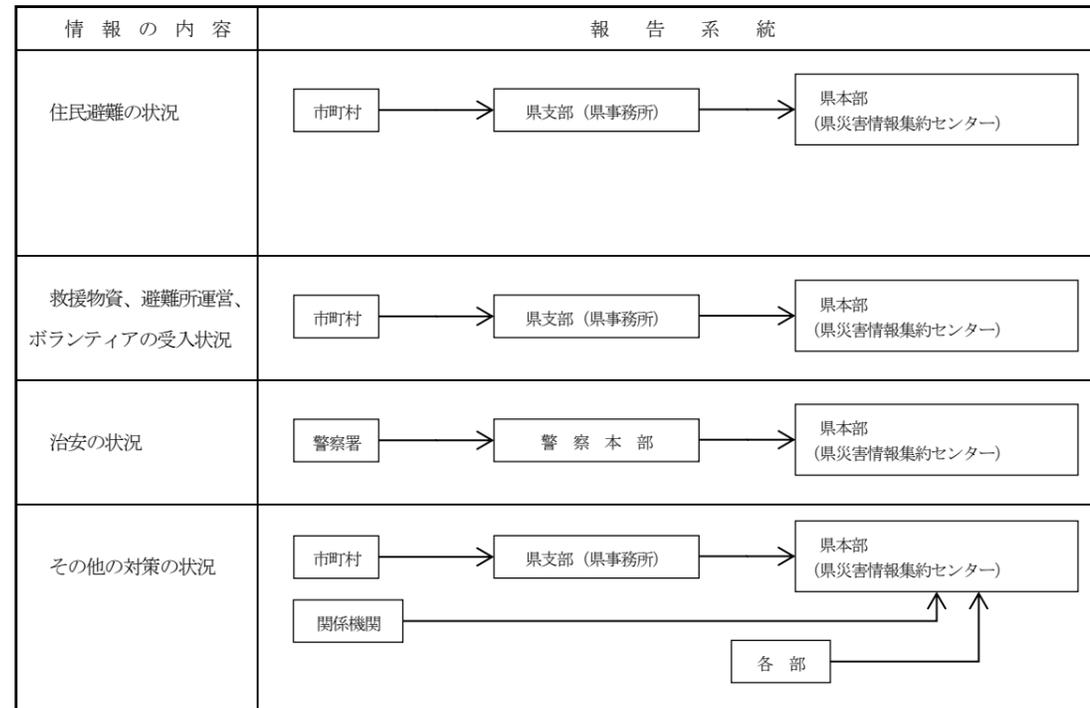
(1)から(4)まで 略

(5) 避難場所及び避難所の開設・運営

ア 避難場所及び避難所の開設場所

市町村は、災害が発生するおそれがある場合又は発災時に、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始等の発令とあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

別表2



第9節 災害広報
 略

第10節 消防・救急・救助活動
 略

第11節 浸水対策
 略

第12節 県防災ヘリコプターの活用
 略

第13節 孤立地域対策
 略

第14節 災害救助法の適用
 略

第15節 避難対策
 1及び2 略

3 実施内容

(1)から(4)まで 略

(5) 避難場所及び避難所の開設・運営

ア 避難場所及び避難所の開設場所

市町村は、災害が発生するおそれがある場合又は発災時に、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始等の発令とあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

○災害対策マニュアルの修正

○防災基本計画の修正

また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保するよう努めるものとする。

市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

県及び市町村は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

イ及びウ 略

エ 指定避難所の運営管理等

市町村は、指定避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅被災者への対応を含む。）に従って各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、外国人への対応について十分配慮するものとする。

市町村は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害

また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者の多様なニーズに配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保するよう努めるものとする。

市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

県及び市町村は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

イ及びウ 略

エ 指定避難所の運営管理等

市町村は、指定避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅被災者への対応を含む。）に従って各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、外国人への対応について十分配慮するものとする。

市町村は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害

○文言の修正

○防災基本計画の修正

<p>福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供するものとする。</p> <p>市町村は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。</p> <p>オ 県有施設の利用 略</p> <p>カ ボランティアの活用 市町村は、指定避難所を開設するにあたって、日本赤十字社奉仕団、その他NPO・ボランティア等の協力を得、指定避難所の生活環境の保持等に努めるものとする。</p> <p>県は、市町村の実施する救援措置が円滑に行われるよう、ボランティアのあっせんをする。</p> <p>(6)から(12)まで 略</p> <p>(13) 広域一時滞在</p> <p>ア 市町村の役割 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、県に調整を要請または、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。</p> <p>市町村は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(14) その他 略</p> <p>第16節 建築物・宅地の危険度判定 略</p> <p>第17節 食料供給活動 略</p> <p>第18節 給水活動 略</p> <p>第19節 生活必需品供給活動 略</p> <p>第20節 要配慮者・避難行動要支援者対策 略</p> <p>第21節 帰宅困難者対策 略</p> <p>第22節 応急住宅対策 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p>	<p>福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供するものとする。</p> <p>市町村は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。</p> <p>オ 県有施設の利用 略</p> <p>カ ボランティアの活用 市町村は、指定避難所を開設するにあたって、日本赤十字社奉仕団、その他ボランティア団体の協力を得、指定避難所の生活環境の保持等に努めるものとする。</p> <p>県は、市町村の実施する救援措置が円滑に行われるよう、ボランティアのあっせんをする。</p> <p>(6)から(12)まで 略</p> <p>(13) 広域一時滞在</p> <p>ア 市町村の役割 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、県に調整を要請または、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。</p> <p>市町村は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(14) その他 略</p> <p>第16節 建築物・宅地の危険度判定 略</p> <p>第17節 食料供給活動 略</p> <p>第18節 給水活動 略</p> <p>第19節 生活必需品供給活動 略</p> <p>第20節 要配慮者・避難行動要支援者対策 略</p> <p>第21節 帰宅困難者対策 略</p> <p>第22節 応急住宅対策 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>
---	---	-------------------------------------

<p>(1)から(5)まで 略</p> <p>(6) 住宅の応急修繕 市町村は、災害のため住家が半壊又は半焼するなど、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、住宅の応急処理を行うものとする。</p> <p>(7)から(11)まで 略</p> <p>第23節 医療・救護活動 1及び2 略 3 実施内容</p> <p>(1) 医療救護活動 アからカまで 略</p> <p>キ 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請 県及び市町村は、必要に応じて医療関係機関又は国非常本部等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請するものとする。 <u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</u> 県は、その区域内又は近隣県からの災害派遣医療チーム（DMAT）やドクターヘリ等の派遣に係る調整を行うものとする。 <u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</u> また、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点などの確保を図るものとする。</p> <p>ク 後方医療活動の要請 a 広域後方医療活動の要請 県及び市町村は、必要に応じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構）に対し、区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。 <u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</u></p> <p>b 広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）の開設、運営 県は、広域後方医療施設への重症者の搬送に当たり、関係機関と調整の上、広域医療搬送拠点において広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）を開設、運営する。また、県及び市町村は、関係機関と連携し、被災市町村内の医療機関等から広域搬送拠点までの重症者の搬送を実施するものとする。 <u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</u> なお、県及び市町村は、他県等からの重症者を受け入れる場合、関係機関と調整の上、広域医療搬送拠点から県内の医療機関までの重症者の搬送を実施するものとする。</p> <p>ケ 医療提供体制の確保・継続 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域</p>	<p>(1)から(5)まで 略</p> <p>(6) 住宅の応急修繕 市町村は、災害のため住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、住宅の応急処理を行うものとする。</p> <p>(7)から(11)まで 略</p> <p>第23節 医療・救護活動 1及び2 略 3 実施内容</p> <p>(1) 医療救護活動 アからカまで 略</p> <p>キ 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請 県及び市町村は、必要に応じて医療関係機関又は国非常本部等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請するものとする。 （新規） 県は、その区域内又は近隣県からの災害派遣医療チーム（DMAT）やドクターヘリ等の派遣に係る調整を行うものとする。 （新規） また、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点などの確保を図るものとする。</p> <p>ク 後方医療活動の要請 a 広域後方医療活動の要請 県及び市町村は、必要に応じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構）に対し、区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。 （新規）</p> <p>b 広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）の開設、運営 県は、広域後方医療施設への重症者の搬送に当たり、関係機関と調整の上、広域医療搬送拠点において広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）を開設、運営する。また、県及び市町村は、関係機関と連携し、被災市町村内の医療機関等から広域搬送拠点までの重症者の搬送を実施するものとする。 （新規） なお、県及び市町村は、他県等からの重症者を受け入れる場合、関係機関と調整の上、広域医療搬送拠点から県内の医療機関までの重症者の搬送を実施するものとする。</p> <p>ケ 医療提供体制の確保・継続 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域</p>	<p>○災害救助法の改正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>
---	--	--

<p>医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に<u>当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う</u>ものとする。その際、<u>県は、</u>医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>第24節 遺体の捜索・取り扱い・埋葬 略</p> <p>第25節 防疫・食品衛生活動</p> <p>第1項 防疫活動</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 県の防疫活動 略</p> <p>(2) 市町村の防疫活動 市町村は、<u>避難所運営マニュアルに基づく感染症予防対策を講ずるとともに、</u>次の防疫活動を行うものとする。</p> <p>a 防疫用資機材の確保、便槽、家屋等の清潔及び消毒 b ゴミ捨て場所への殺虫剤、殺そ剤の散布 c 避難所における避難者の健康状態の調査、防疫活動の実施 d 感染症法第35条第1項の規定による当該職員の選任 e 臨時予防接種又は予防内服薬の投与 f 感染症の発生状況及び防疫活動等の広報活動の実施</p> <p>(3) 応援の要請 略</p> <p>第2項 食品衛生活動 略</p> <p>第26節 保健活動・精神保健 略</p> <p>第27節 清掃活動</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) ごみ、し尿の処理活動 略</p> <p>(2) 清掃方法 ア及びイ 略</p> <p>ウ 災害廃棄物の発生への備え 市町村は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、<u>円滑かつ迅速に</u>災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、十分な</p>	<p>医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に<u>当たっては災害医療コーディネーターを活用する</u>ものとする。その際、<u>_____</u>医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>第24節 遺体の捜索・取り扱い・埋葬 略</p> <p>第25節 防疫・食品衛生活動</p> <p>第1項 防疫活動</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 県の防疫活動 略</p> <p>(2) 市町村の防疫活動 市町村は、<u>_____</u>次の防疫活動を行うものとする。</p> <p>a 防疫用資機材の確保、便槽、家屋等の清潔及び消毒 b ゴミ捨て場所への殺虫剤、殺そ剤の散布 c 避難所における避難者の健康状態の調査、防疫活動の実施 d 感染症法第35条第1項の規定による当該職員の選任 e 臨時予防接種又は予防内服薬の投与 f 感染症の発生状況及び防疫活動等の広報活動の実施</p> <p>(3) 応援の要請 略</p> <p>第2項 食品衛生活動 略</p> <p>第26節 保健活動・精神保健 略</p> <p>第27節 清掃活動</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) ごみ、し尿の処理活動 略</p> <p>(2) 清掃方法 ア及びイ 略</p> <p>ウ 災害廃棄物の発生への備え 市町村は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、<u>適正かつ円滑・迅速に</u>災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○文言の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>
---	--	---

大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害時の廃棄物の広域処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

国、県及び市町村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努めるものとする。

県及び市町村は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

また、災害廃棄物に関する情報をホームページ等において公開する等周知に努めるものとする。

エ 災害廃棄物の処理

国、県及び市町村は、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて処理実行計画の策定や広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

県は、災害が発生し、市町村の行政機能が喪失したことにより、災害廃棄物処理の見込みがない場合には、被災市町村の要請に基づいて、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うものとする。

国は、大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市町村長から要請があり、かつ、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うものとする。

また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

県及び市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体へ協力要請を行うものとする。

なお、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

(3) その他関連対策

第28節 愛玩動物等の救援 略

十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害時の廃棄物の広域処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

国、県及び市町村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努めるものとする。

県及び市町村は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

また、災害廃棄物に関する情報をホームページ等において公開する等周知に努めるものとする。

エ 災害廃棄物の処理

国、県及び市町村は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて災害廃棄物処理実施計画を策定し、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

県は、災害が発生し、市町村の行政機能が喪失したことにより、災害廃棄物処理の見込みがない場合には、被災市町村の要請に基づいて、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うものとする。

国は、大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市町村長から要請があり、かつ、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うものとする。

また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

県及び市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体へ協力要請を行うものとする。

なお、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

(3) その他関連対策

第28節 愛玩動物等の救援 略

○文言の修正

○防災基本計画の修正

<p>第29節 災害義援金品の募集配分 略</p> <p>第30節 公共施設の応急対策 略</p> <p>第31節 ライフライン施設の応急対策 略</p> <p>第32節 文教災害対策 略</p> <p>第33節 災害警備活動 1及び2 略 3 実施内容 (1) 略 (2) 警備対策の具体的な運用 県警察の警備対策の具体的な運用については、<u>岐阜県警察災害警備計画</u>によるものとするが、防災関係機関と緊密な連携をとり対策を講ずるものとする。</p> <p>第34節 津波災害予防対策 略</p> <p>第35節 大規模停電対策 1 方針 <u>大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車や電気自動車等の配備など応急対策を実施する。</u></p> <p>2 実施責任者 県 市町村 防災関係機関</p> <p>3 実施内容 (1) 広報 <u>県、市町村及び電気事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ホームページやSNS等により提供するものとする。</u> <u>また、情報提供は、多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。</u> ア 停電及び停電に伴う災害の状況 イ 関係機関の災害応急対策に関する情報 ウ 停電の復旧の見通し エ 避難の必要性等、地域に与える影響 オ 携帯電話等の充電可能な施設等の情報 カ その他必要な事項</p> <p>(2) 応急対策 <u>県、市町村及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかかる応急対策を実施する。</u> <u>また、復旧計画等の情報共有を図るものとする。</u></p>	<p>第29節 災害義援金品の募集配分 略</p> <p>第30節 公共施設の応急対策 略</p> <p>第31節 ライフライン施設の応急対策 略</p> <p>第32節 文教災害対策 略</p> <p>第33節 災害警備活動 1及び2 略 3 実施内容 (1) 略 (2) 警備対策の具体的な運用 県警察の警備対策の具体的な運用については、<u>岐阜県警察警備実施規程、岐阜県警察風水害等警備実施計画及び突発重大事案警備実施計画</u>によるものとするが、防災関係機関と緊密な連携をとり対策を講ずるものとする。</p> <p>第34節 津波災害予防対策 略 (新規)</p>	<p>○計画の策定</p> <p>○台風第15号等の検証結果</p>
--	--	------------------------------------

(3) 電力供給

電気事業者等は、県等と協議のうえ、重要施設や避難所等へ電源車や電気自動車等による緊急的な電力供給を行うものとする。

(4) 通信機器等の充電

県、市町村及び防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携し充電機器等の提供に努めるものとする。

第4章 東海地震に関する事前対策

第1節 総則

略

第2節 活動体制

略

第3節 協力体制

略

第4節 警戒宣言・東海地震に関連する情報の伝達

略

第5節 広報対策

略

第6節 事前避難対策

略

第7節 消防・水防

略

第8節 警備対策

略

第9節 交通対策

略

第10節 緊急輸送対策

略

第11節 物資等の確保対策

略

第12節 保健衛生対策

略

第13節 生活関連施設対策

1及び2 略

3 実施内容

(1) 水道

ア 警戒宣言時の飲料水の供給

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて緊急貯水が必要であり、県及び水道事業者は、飲料水の供給を継続するため、浄水池や配水池の水位をできるだけ高水位に維持するものとする。

第4章 東海地震に関する事前対策

第1節 総則

略

第2節 活動体制

略

第3節 協力体制

略

第4節 警戒宣言・東海地震に関連する情報の伝達

略

第5節 広報対策

略

第6節 事前避難対策

略

第7節 消防・水防

略

第8節 警備対策

略

第9節 交通対策

略

第10節 緊急輸送対策

略

第11節 物資等の確保対策

略

第12節 保健衛生対策

略

第13節 生活関連施設対策

1及び2 略

3 実施内容

(1) 水道

ア 警戒宣言時の飲料水の供給

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて各所における緊急貯水が必要であり、県及び水道事業者は、発災後の断水に備えて居住者等が行う貯水による水需要の増加に対応するため、浄水設備及び給配水設備を最大限に作動させ、飲料水の供給の継続を確保するものとする。

○文言の修正

<p>イ 略 (2)及び(3) 略 (4) 公衆電気通信の確保 ア 警戒宣言時の重要な通信の確保 公衆電気通信については、居住者の相互連絡、学校、県、市等への問い合わせ等の増大により、通信の疎通が著しく困難となる事態の発生が予想され、西日本電信電話株式会社は、通信の疎通が困難となった場合には、速やかに一般加入者等の使用をその状況に応じて、適宜制限する措置をとるものとし、地震防災応急対策の実施上重要な通信の確保を図るとともに状況に応じ災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」を提供して安否確認に必要な措置をとる。また、他の通信会社は、これに準じた措置をとるものとする。</p> <p>イ 災害応急対策の実施準備活動 西日本電信電話株式会社は、発災により通信が途絶した場合に早急に通信の復旧を図るため、NTT中津川ビル局前特設公衆を事前設置して利用できるようにする。また、<u>中津川市の各小学校、中学校等の各避難所には、事前に電話回線を設置して、避難所開設と同時に特設公衆電話として利用できるようにする。長期停電に備えて移動用電源車を県内に配備し、電源の確保を図るものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(5)から(8)まで 略</p> <p>第14節 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置 略</p> <p>第15節 公共施設対策 略</p> <p>第16節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 略</p> <p>第17節 大規模な地震に係る防災訓練 略</p> <p>第18節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策 略</p> <p>第5章 南海トラフ地震に関する対策 第1節 総則 略</p> <p>第2節 <u>地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</u> 1 方針 <u>南海トラフ地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、県、市町村及び関係機関は、あらかじめ避難所、救助活動のための拠点施設その他消防用施設をはじめ、緊急輸送道路、通信施設等各種防災関係施設について、関連事業と整合を図り、早急にその整備を図る。</u></p>	<p>イ 略 (2)及び(3) 略 (4) 公衆電気通信の確保 ア 警戒宣言時の重要な通信の確保 公衆電気通信については、居住者の相互連絡、学校、県、市等への問い合わせ等の増大により、通信の疎通が著しく困難となる事態の発生が予想され、西日本電信電話株式会社は、通信の疎通が困難となった場合には、速やかに一般加入者等の使用をその状況に応じて、適宜制限する措置をとるものとし、地震防災応急対策の実施上重要な通信の確保を図るとともに状況に応じ災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用ブロードバンド伝言板「web171」を提供して安否確認に必要な措置をとる。また、他の通信会社は、これに準じた措置をとるものとする。</p> <p>イ 災害応急対策の実施準備活動 西日本電信電話株式会社は、発災により通信が途絶した場合に早急に通信の復旧を図るため、NTT中津川ビル局前特設公衆を事前設置して利用できるようにする。また、<u>東濃エリアには、衛星用可搬型陸上無線機を配備するとともに、旧中津川市の各小学校、中学校、サンライフ中津川の各避難所には、事前に電話回線を設置して、避難所開設と同時に特設公衆電話として利用できるようにするほか、長期停電に備えて移動用電源車を配備し、電源の確保を図るものとする。</u></p> <p><u>NTT名森ビルは、インターネットがいつでも利用できるように設備の維持に努めるものとする。</u></p> <p>(5)から(8)まで 略</p> <p>第14節 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置 略</p> <p>第15節 公共施設対策 略</p> <p>第16節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 略</p> <p>第17節 大規模な地震に係る防災訓練 略</p> <p>第18節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策 略</p> <p>第5章 南海トラフ地震に関する対策 第1節 総則 略</p> <p>第2節 <u>関係者との連携協力の確保</u> 1 方針 <u>南海トラフ地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、あらかじめ避難所、救助活動のための拠点施設その他消防用施設をはじめ、緊急輸送路、通信施設等各種防災関係施設を整備するものとし、県、市町村及び関係機関は、これら防災施設につき期間を定め関連事業と整合を図り、早急にその整備を図る。</u></p>	<p>○システム廃止</p> <p>○文言の修正</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応</p>
---	--	--

2及び3 略

第3節 関係者との連携協力の確保

第1項及び第2項 略

第3項 帰宅困難者への対応

- (1) 県は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- (2) 都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。
- (3) 県は、帰宅困難者対策の実効性を確保するため、市町村、警察、消防、交通及び民間事業者等との連携の強化を図るものとする。

第4項 長周期地震動対策の推進
略

第4節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第1項 趣旨

南海トラフ沿いの大規模地震は発生形態が多様であり、確度の高い地震の予測は困難であるものの、現在の科学的知見を防災対応に活かすことは引き続き重要であることから、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合の後発地震に備えた地方公共団体や関係機関等がとるべき防災対応について、あらかじめ定めるものとする。

第2項 防災対応の基本的な考え方

県及び市町村は、南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府（防災担当）や岐阜県南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針（以下「県対応指針」という。）を参考に防災対応を検討するものとする。

住民等や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、「自らの命は自らが守る」という防災対策の基本を踏まえ、防災対応を検討するものとする。

住民等は、日頃からの地震への備えの再確認等を行った上で、日常生活をいつつ、個々の状況に応じて地震発生に注意したできるだけ安全な行動を取ることを基本とするものとする。

また、企業は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続するものとする。

住民等	日頃からの地震への再確認の例	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所・避難経路の確認 ・家族との安否確認手段の確認 ・家具の固定の確認 ・非常持ち出し品の確認 など
	できるだけ安全な行動の例	<ul style="list-style-type: none"> ・高いところに物を置かない ・屋内のできるだけ安全な場所で生活 ・すぐに避難できる準備（非常持出品等） ・危険なところのできるだけ近づかない など
企業	日頃からの地震への再確認の例	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認手段の確認 ・什器の固定・落下防止対策の確認 ・食料や燃料等の備蓄の確認

2及び3 略

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

第1項及び第2項 略
(新設)

第3項 長周期地震動対策の推進
略

(新設)

○南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

○南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

- ・災害物資の集積場所等の災害拠点の確認
- ・発災時の従業員の役割分担の確認 など

第3項 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べ相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から発表される。

○南海トラフ地震臨時情報の種類

南海トラフ地震臨時情報(調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)	想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)	想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報(調査終了)	「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

○南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ

図 略

第4項 防災対応をとるべき期間

県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

○防災対応の流れ

図 略

○巨大地震警戒対応における情報の流れ

図 略

第5節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制

第1項 県及び市町村の体制

県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、下表のとおりそれぞれの情報に応じ、防災体制をとるものとする。

ただし、県内で地震が発生し、県災害対策本部が設置されている場合は、すでに

(新規)

○南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

設置している体制で対応にあたるものとする。

○県及び市町村の防災体制等

情報名	県の防災体制等	市町村の防災体制等
南海トラフ地震臨時情報(調査中)	危機管理部は、情報を受けた時点で、庁内各部局、市町村及び県事務所に対する連絡等、所要の準備を開始	防災担当部局は、県からの情報を受けた時点で、関係部局に対する連絡等、所要の準備を開始
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)	<p>災害対策本部</p> <p><構成></p> <p>本部長：知事</p> <p>メンバー：副本部長（副知事）、本部長</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部長から市町村長に対し、緊急災害対策本部長（内閣総理大臣）指示を伝達 ・気象庁からの情報、緊急災害対策本部会議の結果を全庁に情報共有 【各部における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認 	<p>災害対策本部</p> <p><構成></p> <p>本部長：市町村長</p> <p>メンバー：本部長</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急災害対策本部長（指示）の伝達を受け、各部局からこれまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報共有・確認 ・気象庁からの情報、政府の緊急災害対策本部会議の結果を全庁的に情報共有 【各部局における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)	<p>岐阜県災害警戒会議</p> <p><構成></p> <p>トップ：危機管理部長</p> <p>メンバー：各部主管課長、出納管理課長、教育総務課長、警備第二課長、議会事務局総務課長</p> <p>※必要に応じ、副知事（危機管理担当）が出席</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有 ・各部局から、これまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報を共有・確認 【各部における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認 	<p>市町村災害警戒会議（仮称）</p> <p><構成></p> <p>各市町村において検討</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有 ・各部局から、これまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報を共有・確認 【各部局における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ地震臨時情報(調査終了)	危機管理部は、庁内各部局、市町村、県事務所へ連絡し、情報を共有	防災担当部局は、関係部局と情報共有

※県支部については、上記に準じて所要の体制をとるものとする。

第2項 運営等

県災害対策本部等の組織、運営等については、岐阜県災害対策本部に関する条例、岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則に定めるところによる。

なお、岐阜県災害警戒会議の組織、運営等については、別に定めるものとする。
市町村は、市町村災害対策本部等の組織、運営等について、あらかじめ定めておくものとする。

第6節 南海トラフ地震臨時情報の伝達

1 方針

南海トラフ地震臨時情報を正確かつ迅速に関係機関へ伝達するとともに、住民等に対して適時的確な広報を実施する。

2 実施責任者

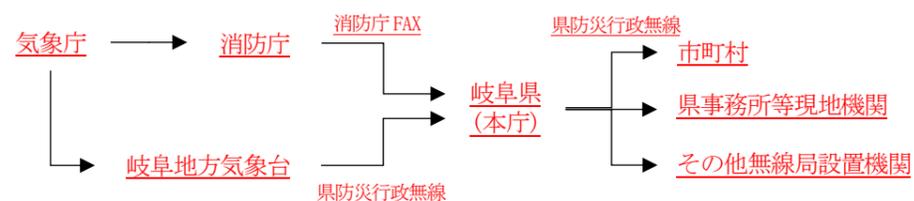
岐阜地方気象台
県
市町村
防災関係機関
事業者

3 実施内容

(1) 南海トラフ地震臨時情報の伝達

ア 伝達経路及び方法

南海トラフ地震臨時情報の市町村及び防災関係機関への伝達経路及び方法は、下図のとおりとする。



イ 住民等への伝達方法

南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、防災行政無線や緊急速報メールのほか、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ホームページ、SNS等多様化に努め、正確かつ迅速に伝達するものとする。

高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域の自主防災組織や民生委員、消防団等「共助」の力を得るなど確実に伝達できる手段を確保するものとする。

外国人に対しては、ホームページやSNS、外国人防災リーダーの活用等様々な手段を活用するものとする。

ウ 住民等への伝達内容

県及び市町村は、住民等へ南海トラフ地震臨時情報を伝達する際には、住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、具体的にとるべき行動（下図参照）をあわせて示すものとする。また、交通、ライフライン、生活関連情報など住民等に密接に関係のある事項についてもきめ細かく周知するものとする。

県及び推進地域以外の市町村は、推進地域外の住民等に対しても、南海トラフ地震臨時情報の内容、交通対策の実施状況等についての的確な周知を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。

○具体的にとるべき行動

南海トラフ地震臨時	発表時	・ 日頃からの地震への備えを再確認、できるだ
-----------	-----	------------------------

(新規)

○南海トラフ地震臨時
情報発表時の防災対
応

時情報（巨大地震警戒）		け安全な行動をとるよう呼びかけ ・ 事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけ など
	1週間後	・ 日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけ ・ 事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけ など
	2週間後	・ 地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	発表時	・ 日頃から地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ など
	1週間後	・ 地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など

エ 問い合わせ窓口

県及び市町村は、住民等からの問い合わせに対応できるよう問い合わせ対応窓口を整備しておくものとする。

第7節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策

第1項 避難対策

1 方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、地震が発生してからは避難が間に合わない住民等の安全を確保するため、本県における災害リスクに応じ、事前の避難を促すなど適切な避難対策を実施する。

2 実施責任者

県
市町村
学校等
施設管理者

3 実施内容

(1) 事前の避難

事前の避難が必要な災害リスクは下記ア、イ、ウを基本とし、市町村は災害リスクに応じ、1週間を目途に地域の実情に合わせた適切な避難対策を実施するものとする。ただし、市町村固有の災害リスクが存在する場合は、住民避難が必要な災害リスクとして適宜追加するものとする。

ア 急傾斜地等における土砂災害

市町村は、土砂災害のリスクがある地域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき指定された「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を基本とする。）の住民等に対し、後発地震の発生に備え、個々の状況に応じて身の安全を守るための行動をとるよう呼びかけるものとする。

その上で、急傾斜地の崩壊等に伴う建築物の損壊により、生命又は身体に著しい危害が生じる地域として指定されている「土砂災害特別警戒区域」の住民等に対しては、県対応指針を参考に、事前の避難を促すなど適切な措置を講じ

(新規)

○南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

るものとする。

市町村は、土砂災害の不安があっても自ら避難することが困難な入居者がいる土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の施設管理者に、土砂災害防止法に基づき作成される避難確保計画に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応を位置づけるよう働きかけることとし、施設管理者は適切な措置の実施に努めるものとする。

イ 海拔ゼロメートル地帯における堤防沈下に伴う河川水越流による浸水害

市町村は、後発地震発生後、堤防沈下による河川水の越流により短時間で浸水の発生が想定される地域（30cm以上の浸水が30分以内に生じる地域）の住民等に対し、後発地震の発生に備え、個々の状況に応じて身の安全を守るための行動をとるよう呼びかける。

その上で、当該地域の避難行動要支援者に対しては、県対応指針を参考に、事前の避難を促すなど適切な措置を講じるものとする。

ウ 耐震性の不足する住宅の倒壊

市町村は、耐震性の不足する住宅に居住する住民に対し、県対応指針を参考に、できるだけ安全な知人・親類宅や避難所に避難するなど、身の安全を守るための行動をとるよう呼びかけるものとする。

県及び市町村は、事前の避難を促す住民等に対し、避難所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法を平時から確認し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知するものとする。

上記以外の住民等に対しては、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認など地震発生に注意した行動をとるとともに「できるだけ安全な行動」をとるよう周知するものとする。

(2) 避難先の確保、避難所の運営

住民等の避難先については、知人宅や親類宅等への避難を促すとともに、それが難しい住民等に対しては、市町村が避難所を確保するものとする。

市町村は、県対応指針を参考に、避難者の受け入れ人数の把握、避難所の選定、避難所が不足する場合の対応についてあらかじめ検討するものとする。

避難所の運営については、防災士やボランティア等との連携・協力のもと避難者自らが行えるよう、市町村は、避難所運営マニュアルに関係団体による連携体制や役割分担等を位置づけるものとする。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における事前の避難が被災後の避難とは異なり、ライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も通常どおり営業していると想定されることから、市町村は、「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、次の事項について住民等へ周知するものとする。

ア 住民等の避難は、知人・親類宅等への避難が基本であること

イ 知人・親類宅等への避難が困難な避難者に対しては、市町村が避難所を確保すること

ウ 避難に必要な食料や生活用品等は、避難者が各自で準備するのが基本であること

エ 避難所の運営は避難者自らが行うことが基本であること

(3) 学校等

学校等は、県対応指針を参考に、個々の状況に応じて臨時休業措置の検討や児童生徒等の保護者への引渡し等安全確保措置を講じるものとする。

第2項 関係機関のとりべき措置

1 方針

関係機関は、住民等の混乱防止や住民等が日常生活を行えるよう事業継続のための対策を実施する。

2 実施責任者

県
県警察
市町村
防災関係機関
学校等
施設管理者

3 実施内容

(1) 消防機関等の活動

市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、住民等の避難誘導、避難路の確保を重点として、その対策を定めるものとする。

県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう不測の事態に備え次の必要な措置を講じるものとする。

- ア 地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達
- イ 火災の防除のための警戒、必要な機関への情報の伝達
- ウ 火災発生の防止、初期消火についての住民等への広報
- エ 自主防災組織等の活動に対する指導
- オ 施設等が実施する地震防災応急対策に対する指導
- カ 気象情報の収集、水害予防のための出水予測や警戒、必要な機関への情報の伝達
- キ 地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備
- ク 水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充、国・県・市や他の水防管理団体と連絡を密にし、不測の事態への備え

(2) 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- ア 正確な情報の収集及び伝達
- イ 不法事案等の予防及び取締り
- ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(3) 水道

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生

に備えて、緊急貯水が必要であり、県及び水道事業者は、飲料水の供給の継続するため、浄水池や配水池の水位をできるだけ高水位に維持するものとする。

(4) 電気

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであるため、その供給を継続し確保することが不可欠であり、電力会社は、電力需要を把握し、発電及び供給について万全を期し、必要な場合は他電力会社からの緊急融通を受け、電力の供給の継続を確保するものとする。

(5) ガス

ガス会社は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。
また、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講じるものとし、その実施体制を定めるものとする。

(6) 通信

電気通信事業者は、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うため、通信の維持に関する必要な体制を確保するものとする。
また、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を行うものとする。

(7) 放送

放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために必要不可欠であることから、放送事業者は、正確かつ迅速な報道に努めるものとする。
このため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。
なお、報道に際しては民心の安定及び混乱の防止を図るため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等と併せて居住者等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼び掛けるとともに、居住者等が防災行動をとるため必要な情報の提供に努める。なお、放送局にあつては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努めるものとする。

(8) 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

(9) 交通

ア 道路

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、住民等に周知するものとする。
県及び市町村は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

イ 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された

場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

あらかじめ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について情報提供するものとする。

ウ 滞留旅客等への対応

市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

県においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町村が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

(10) 県自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、水族館、病院、学校等の次の管理上の措置、体制をとるものとする。なお、具体的な措置の内容は施設ごとに定めるものとする。

1) 各施設に共通する事項

a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

b 入場者等の安全確保のための退避等の措置

c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

d 出火防止措置

e 水、食料等の備蓄

f 消防用設備の点検、整備

g 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

h 各施設における緊急点検、巡視

2) 個別事項

a 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

b 水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

c 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置

d 学校等にあつては、次の掲げる事項

・ 児童生徒等に対する保護の方法

・ 事前の避難を促す地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

e 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項

・ 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

・ 事前の避難を促す地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

a 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(10)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合

<p>は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保 ・ 無線通信機等通信手段の確保 ・ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保 <p>b 市町村推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。</p> <p>c 県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。</p> <p>ウ 工事中の建築物等に対する措置</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上実施すべき措置を講じるものとする。</p> <p>第8節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策</p> <p>1 方針</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に、住民等が個々の状況に応じて地震発生に注意した防災行動をとれるよう対策を実施する。</p> <p>2 実施責任者</p> <p>県 市町村 防災関係機関</p> <p>3 実施内容</p> <p>県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には、住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。</p> <p>県自らが管理する施設は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。</p> <p>防災関係機関は、自ら管理する施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。</p> <p>第9節 防災訓練</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 防災訓練</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、<u>推進計画の熟知、関係機関及び住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練等、南海トラフ地震を想定した訓練を少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>県は、市町村、防災関係機関及び住民等の参加を得て南海トラフ地震を想定した総合防災訓練を実施するほか、市町村、防災関係機関と連携して、情報伝達訓練など実践的に行うものとする。</p>	<p>(新規)</p> <p>第4節 防災訓練</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 防災訓練</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、<u>南海トラフ地震を想定した訓練を各種訓練に組み込むものとし、少なくとも年1回以上実施する。防災訓練の実施にあたっては、地域住民等の参加を得て、地域防災力の向上に努めるものとする。</u></p> <p>(新規)</p>	<p>○南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応</p>
--	--	---

- ア 動員訓練及び本部運営訓練
- イ 南海トラフ地震臨時情報等の情報収集、伝達訓練
- ウ 警備及び交通規制訓練

(2)から(4)まで 略

第10節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策

1及び2 略

3 実施内容

(1) 県及び市町村職員に対する教育

県及び市町村は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を行う。その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- ア 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震及び津波に関する一般的な知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- オ 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

カ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

キ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

(2) 住民等に対する教育

県は、市町村等と協力して、住民等に対する教育を実施するとともに市町村等が行う住民等に対する教育に関し必要な助言を行うものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。なお、その教育手法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

また、外国人に対しても関係機関と協力し、防災教育を行うものとする。

- ア 南海トラフ地震臨時情報の内容及び臨時情報が発表された場合の具体的に取るべき行動
- イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震及び津波に関する一般的な知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- オ 正確な情報の入手方法
- カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- キ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

(削除)

ケ 住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

(2)から(4)まで 略

第5節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策

1及び2 略

3 実施内容

(1) 県及び市町村職員に対する教育

県及び市町村は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

(新規)

- a 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- b 地震に関する一般的な知識
- c 南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- d 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

e 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

f 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

(2) 住民等に対する教育

県は、市町村と協力して、地域住民等に対する教育を実施するとともに市町村等が行う地域住民等に対する教育に関し必要な助言を行うものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。なお、その教育手法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

(新規)

(新規)

- a 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- b 地震等に関する一般的な知識
- c 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- d 正確な情報入手の方法
- e 防災関係機関が講ずる地震災害応急対策等の内容
- f 各地域における急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- g 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- h 避難生活に関する知識
- i 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

○南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

○南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

<p><u>ク</u> 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施</p> <p>第6章 地震災害復旧</p> <p>第1節 復旧・復興体制の整備 略</p> <p>第2節 公共施設災害復旧事業 略</p> <p>第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 略</p> <p>第4節 被災者の生活確保 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 生活相談 略</p> <p>(2) 被災者への生活再建等の支援 アからオまで 略</p> <p>カ 罹災証明書の交付</p> <p>市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。</p> <p><u>また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</u></p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。</p> <p>キ及びク 略 (3)から(7)まで 略</p> <p>第5節 被災中小企業の振興 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p><u>(1) 支援体制</u> 県及び市町村は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>(2) 自立の支援</u> 略</p> <p><u>(3) 各種対策</u> 略</p>	<p><u>ジ</u> 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容</p> <p>第6章 地震災害復旧</p> <p>第1節 復旧・復興体制の整備 略</p> <p>第2節 公共施設災害復旧事業 略</p> <p>第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 略</p> <p>第4節 被災者の生活確保 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 生活相談 略</p> <p>(2) 被災者への生活再建等の支援 アからオまで 略</p> <p>カ 罹災証明書の交付</p> <p>市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。</p> <p>キ及びク 略 (3)から(7)まで 略</p> <p>第5節 被災中小企業の振興 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(新規)</p> <p><u>(1) 自立の支援</u> 略</p> <p><u>(2) 各種対策</u> 略</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>
---	--	-------------------------------------

第6節 農林漁業関係者への融資 略	第6節 農林漁業関係者への融資 略	
----------------------	----------------------	--